2019年度 税制改正要望書

2018年10月

一般社団法人 電子情報技術産業協会 会 長 柵山 正樹

はじめに

ビッグデータを活用した IoT や AI 等のデジタル技術が飛躍的に進展し、自分のニーズに合ったサービスが受けられる、また個別産業だけではなく産業を越えて企業と企業が繋がり、新たな付加価値を生み出し、社会課題の解決を図っていくデジタルトランスフォーメーションが世界全体で加速しています。

わが国においても、世界に類を見ない少子高齢化の進展による潜在成長率の引上げが急務のなかで、サイバー空間と現実空間との情報連携により新たな価値が生まれ、社会全体を最適化する「Society5.0=超スマート社会」の実現を旗印に、当業界のみならず、あらゆる産業が繋がり社会課題を解決する取組みが始まっています。

政府においても、昨年秋に 2020 年度までの 3 年間を「生産性革命集中投資期間」と位置づけ、IoT、AI、ロボット、ビッグデータ等の活用による生産性を更に高める施策の一つとして、2018 年度税制改正にて「コネクテッド・インダストリーズ税制」を創設したほか、本年 6 月に発表された「未来投資戦略 2018」においても、「Society5.0」、「データ駆動型社会」への変革として、日本の強みである「リアルデータ」や AI・ロボットなどの「革新的技術」を活用した社会課題の解決と新たな価値創造策等を進めることになっております。

このような中、IT・エレクトロニクス産業は、あらゆる産業や社会システムの生産性向上にとどまらず、新たなビジネスの創出や、社会のイノベーションを起こすためのプラットフォームとして、ハードウェアとソフトウェア・サービスの一体化による社会課題の解決と日本経済のさらなる活性化に貢献できると考えていることから、別記のとおり研究開発税制をはじめとするイノベーションの継続・強化等に向けた税制面での事業環境整備を強く要望いたします。

~要望項目一覧~

【重点要望項目】

- (1) 研究開発税制の拡充
- (2) 労働生産性の向上(事務負担軽減)に資する手続き等の見直し
- (3) 国際課税(過大支払利子税制及び移転価格税制における所得相応性基準の扱い)

【一般要望項目】

◆産業競争力の強化等に資する項目

【国内制度の改正】

- (1) 繰越欠損金制度の見直し
- (2) 外形標準課税の取扱い
- (3) 外国税額控除制度の見直し
- (4) 減価償却制度の見直し
- (5) 会計基準変更への対応

【国際課税制度の改正】

- (1) 移転価格税制の取扱いの再検討及び文書化制度の見直し等
- (2) 外国子会社合算税制 (CFC 税制) の見直し等
- (3) 二国間租税条約の新規締結・改定の促進

◆企業経営形態との整合
・適正化に関する税制

- (1) 組織再編税制の整備
- (2) 連結納税制度の見直し
- (3) 非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件の緩和
- (4) 役員給与の損金不算入要件緩和

◆消費税関連における事務負担軽減に資する項目

(1) 資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃

◆その他

- (1) 研究開発税制における控除限度超過額の繰越制度の復活
- (2) 所得拡大促進税制の見直し
- (3) 電話加入権の捐金算入
- (4) 寄附金の損金算入限度額の拡大等
- (5) グリーン電力証書の購入費用の損金算入
- (6) 貸倒引当金制度の復活
- (7) 自動車関連税制の見直し

〔地方税関係〕

◆地方税の包括的見直し(抜本的整理)

- (1) 固定資産税の見直し等
- (2) 法定外税導入の意見聴取による課税の公平性確保
- (3) 事業所税の廃止

◆地方税の簡素化

- (1) 地方税への連結納税制度の導入
- (2) 連結納税における中間申告の仮決算方式の導入
- (3) 法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し
- (4) 法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設
- (5) 超過課税の廃止

【重点要望】

(1)研究開発税制の拡充

IT・エレクトロニクス各社は、熾烈なグローバル競争下のなかで、製品・技術の市場投入後も、海外等のライバル企業の追従や価格競争に巻き込まれないために、コア技術の強化や新たな種を生み出す恒常的な研究開発を実施しています。

一方、海外企業においては潤沢なキャッシュや資本を基に、AI・ビッグデータ等を活用した IoT のプラットフォームを獲得すべく、急速な勢いで研究開発投資を実施しています。

このような中で、当産業においても IoT を支えるデバイスやハードウェア開発のみならず新たなサービスの創出に不可欠である AI 等のソフトウェア開発の加速・重点化が必要であり、キャッシュ面を下支えする研究開発税制の役割は今後さらに大きくなるものと認識しています。

研究開発はすぐに成果が出るとは限らない投資、かつ中長期の成長視点から戦略的に 実施する投資であり、研究開発を支援する当該税制においても、短期的・臨時的な制度 ではなく、中長期的・恒久的に継続・拡充していくことが不可欠なことから以下の通り 要望いたします。

- ①総額型における控除上限(現行法人税額25%)の引上げ
- ②自社利用ソフトウェアのうち外部サービス向けのソフトウェア開発においても、 試験研究費として損金算入可能とする(税務上の範囲の拡大)ほか、資産計上する範囲の明確化
- ③組織再編を行った場合の比較試験研究費の計算方法の特例の導入(期中の組織再編について、算式の認定が翌事業年度になった場合でも比較試験研究費の計算に 影響が無いようにする措置を導入)
- ④業績悪化時においても試験研究費を増加させる企業等に対し、研究開発投資イン センティブを高める所要の措置の導入

(2) 労働生産性の向上(事務負担軽減)に資する手続き等の見直し

企業の税務手続きは、膨大な申告書類や複雑な計算処理など極めて事務負担が大きく、 生産性の向上が求められているなかで、2018 年度税制改正で、円滑・適正な納税のための整備として、大法人に対して法人税等の電子申告が義務化されることになった一方 で、法人税等の申告においてはデータで提出する環境整備が進められました。また地方 税の電子納税においても自治体が共同で収納する仕組みの環境を整備することになり ました。

他方、「骨太の方針 2018」において「社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を 図る観点から、税務手続きの電子化を一層推進する」とあり、更なる企業の事務負担軽 減による生産性向上の観点から、以下のとおり要望いたします。

【地方税関連】

- ①国税の更正に伴う地方税の修正申告は税務署や自治体で自動計算を可能として いただきたい
- ②異動届出書の一括送信を可能としていただきたい
- ③自治体ごとに様式が異なる地方税の届出書の統一
- ④複数の自治体に電子申告を行う場合、一括電子署名を可能としていただきたい
- ⑤地方税における自治体窓口の一本化及び発送時期の統一
- ⑥地方税の一括申告を可能としていただきたい

【申告関連】

①法人税および消費税の申告期限を延長(諸外国と同等に)

【償却資産課税関連】

- ①償却資産に係る固定資産税における償却計算の見直し(法人税と同一化)
- ②固定資産税(償却資産)におけるカナのみ申告の改善(漢字でも可とする)
- ③固定資産税の書式の統一

【国際課税関連】

- ①外国子会社合算税制(CFC税制)におけるホワイトリスト制度の導入
- ②国外関連者の明細書(別表17(4))の廃止
- ③申告書と「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項等」のシステム の同一化
- ④多国籍企業情報のシステムにおいて入力データの保存を可能とすることに加え、入力内容のチェック機能の追加

【消費税関連】

①消費税 95%ルールの復活もしくは見直し

【印紙税関連】

①印紙税における課税範囲の見直し(2号文書のみ廃止)

【その他提出手続き関連】

① 国税のホームページに掲示されている申請書等は PDF 版だけでなく WORD, EXCEL 版 も掲示いただきたい

(3) 国際課税関連

①過大支払利子税制の扱いについて

○調整所得金額においては、受取配当益金不算入制度の概念を維持しつつ、米国の 税制改革と同様に利子損金算入制限を強化する場合は、外国子会社配当益金不算 入制度において全額益金不算入としていただきたい。

②移転価格税制における所得相応性基準の扱いについて

- ○本年より提出が開始された国別報告書やマスターファイル等で実態を把握しつつ、導入にあたっては競争力を損なわないよう慎重に検討いただきたい。
- ○仮に導入する場合は、適用範囲を租税回避的な取引に限定し、かつ所得相応性基準の適用により生じた二重課税は相互協議の対象であり、当局がその除去のための措置を講じるべきことを明確化いただきたい。

【一般要望】

◆産業競争力の強化等に資する項目

(1)繰越欠損金制度の見直し

わが国の欠損金制度の控除限度額は、昨今の法人実効税率の引下げ財源として、2015年度改正にて控除上限が65%、2016年度改正にて60%となり、2018年度には50%にまで制限され、諸外国に比べて大きく見劣りする制度となりました。

課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から企業経営を行う上で非常に重要で、 新市場分野への進出など大胆かつ機動的な事業運営に欠かせない制度あり、諸外国から 見劣りしている当該制度について以下の通り要望いたします。

- ①繰越欠損金制度における繰越期間の延長(10年→20年へ)
- ②控除限度額(2018年度50%)を更に縮減しないこと
- ③繰戻還付制度の復活(現在停止中)

(2) 外形標準課税の取扱い

①外形標準課税を更に強化しないこと

昨今の法人実効税率の引下げ財源として、税収中立のもと法人事業税の所得割税率 を引下げ、外形標準課税(付加価値割税率・資本割税率)が拡大されました。

この結果、当業界は従業員を多く抱えていること、また昨今の業績改善による 従業員への還元の実施などにより、賃金課税が中心の付加価値割の負担が大きく増え、 企業の税負担は軽減どころから実質負担増となっている実態となっていることから、 これ以上、当該税制を拡大しないよう要望いたします。

②付加価値割における算出基準の簡素化(単年度損益を課税標準から除外)と 申告記載事項の簡略化

付加価値割に関し、事業の外形を現していない単年度損益を課税標準から除外するなど、算出基準の簡素化と、申告事務に多大な労力を要する申告記載事項の簡略化を要望いたします。

(3) 外国税額控除制度の見直し

内国法人が外国で直接納税した税額については、控除対象外国法人税額があるにもかかわらず、企業所得の減少により、当期の控除が不能となるケースがあります。現在認められている 3 年間の繰越期間で控除できない場合には切り捨てとなり、企業の税負担が過重となります。

海外諸国の大勢からも不利であり、わが国企業の競争力にも大きな影響を与えていることから、国際競争力を維持・向上する支えとして、外国税額控除制度については、以下3項目について、見直すよう要望いたします。

- ①控除不能となった繰越外国法人税の損金算入
- ②控除限度超過額等において現行繰越期限 (3 年) から欠損金と同じ繰越期間 (10 年) とする
- ③外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費等の税額控除前の 法人税額とする

(4)減価償却制度の見直し

①減価償却費の損金経理要件の廃止

国際会計基準へのコンバージェンスにより、減価償却費については、会計と法人税法の乖離が拡大することが予想されております。会計上、計算された減価償却費については、損金経理要件が付され、税法上の償却限度額までしか損金算入が認められていないことから、損金経理要件を早期に廃止するよう要望いたします。

②取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の取得時の全額損金算入および

一括償却資産の3年均等償却制度の廃止

現行の少額減価償却資産については、本来の10万円基準と、3年間均等償却資産の20万円基準、更に中小企業には特例措置として30万円基準(期限:2020年3月末)が存在しております。IT投資の促進や税制の簡素化を図るため、大企業においても取得価額30万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とし、20万円未満の3年償却制度の廃止を要望いたします。

③減価償却資産の耐用年数の簡素化

現在の耐用年数については構造用途別、細目別で決めておりますが、事務負担軽減の観点から簡素化するよう要望いたします。

(5) 会計基準変更への対応

わが国の会計基準の当面の方針は、連単分離により、単体について日本基準を堅持することとされておりますが、日本基準においても国際会計基準の影響を受けることが想定されます。会計基準と法人税法の乖離は拡大することが予想されており、特に減価償却資産については、会計基準と法人税法の考え方が基本的に異なるものとなる可能性があり、会計処理を基準とする損金経理要件の廃止を要望いたします。

一方、既に会計上認められている経理処理につき、会計基準と平仄を合わすため、 棚卸資産の評価損並びに固定資産の減損損失の損金算入や資産除去債務計上に伴う減 価償却費の損金算入を可能とする税制上の措置を要望いたします。

【国際課税制度の改正要望】

(1) 移転価格税制の取扱いの再検討

移転価格税制の適用を巡っては、海外拠点に対する経営指導や技術供与等の取引に

ついては、海外の税務当局の取り扱いと齟齬をきたすこともあり、かつ、課税後に相互協議による調整が行われない場合には、二重課税が生じます。このため、更正処分に伴う経済的二重課税状態を可能な限り発生させない、といった観点から以下 5 項目について要望いたします。

①相互協議の結果に基づく過年度修正一括調整規定の創設等

所得調整は複数の過年度に跨るケースが多く、企業の事務負担は、極めて煩瑣な 状況にあります。相互協議の結果、過年度の所得調整が必要な場合には、法人税・ 地方税ともに、相互協議決着の日の属する事業年度の課税所得で一括調整を図る 仕組みの創設を要望いたします。

②「国外関連者」基準の見直し(出資比率 50%以上→50%超)

持株比率 50%の会社などは、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、適用対象外とするよう要望いたします。

③相互協議担当局との事前連携強化(相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立 要件とすること)

2007 年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、本邦課税の 納税を猶予するとともに延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の 担保供託が義務付けられています。また、会計上は更正通知を受領すると当該金額を 損益計算書上に反映させる必要があります。租税条約締結国との移転価格課税の場合 には、相手国政府との事前合意を課税の成立要件とする制度の導入を要望いたします。

④APA(事前確認制度)および相互協議の一層の迅速化・効率化

複雑化する二国間の課税問題に対処するため、APA(事前確認制度)、相互協議の 迅速化、効率化を要望いたします。

⑤移転価格と国外関連者への寄附金の区分明確化

国家間の見解の相違による寄附金は、企業にとって二重課税であり、相互協議の対象とするべきであると考えます。例えば、日本企業が海外で広告宣伝等を行う際、本社での費用負担は寄附金課税の対象になる恐れから、企業の広告宣伝戦略の選択肢を狭め、効果的な海外展開を阻む一因となっていることから、事務運営指針における価格調整金と寄附金の明確化を講じるよう要望いたします。

(2) 外国子会社合算税制(CFC 税制)の見直し等

2017 年度改正内容と昨今の米国をはじめとする諸外国での法人実効税率の引下げ動向を踏まえると、今後の確認が必要となる外国関係会社数が大幅に増加する可能性があることから、税制の簡素化および事務負担軽減の観点から、前述の「ホワイトリスト制度の導入」に加え、以下2項目について見直すよう要望いたします。

- ○対象となる外国関係会社の適用免除基準(税率 20%以上)を本邦法人実効税率 引下げの動向に合わせて見直していただきたい。
- 〇ペーパーカンパニー等の特定外国関係会社の適用免除基準(税率 30%以上)についても、適宜見直していただきたい。

(3) 二国間租税条約の新規締結・改定の促進

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、わが国としては租税条約ネットワークの整備を図る必要があります。日本との取引が多い国・地域との租税条約が締結されていない場合には、移転価格税制に基づく相互協議など二重課税の排除や、源泉税率の低減に向けて、租税条約の早期締結を要望いたします。

日本の知的財産立国を後押し、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ 支払に関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国 との租税条約の改定を推進されるよう要望いたします。

また、配当に係る源泉税の扱いは国によって異なっており、2009 年度の外国子会社配当益金不算入制度の導入により、源泉税が控除できなくなる場合があるため、 二国間租税条約の見直し等(特に中国、台湾における源泉税)を要望いたします。

- ①日本との取引が多い国・地域との租税条約の早期締結の推進
- ②各国との租税条約改定の促進(ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃、 インドとの租税条約から「技術上の役務」の削除、無形資産取引定義の明確化など)

◆企業経営形態との整合・適正化に関する税制

- (1)組織再編税制の整備
 - ①繰越欠損金の引継ぎ制限を受ける特定資本関係を現行5年から3年程度に短縮

2010年度改正でみなし共同事業要件を満たさない適格合併であっても、被合併法人と合併法人との間に「合併事業年度開始の日の 5 年前の日」、「合併法人の設立の

日」、「被合併法人の設立の日」の 3 つの日のうち、最も遅い日から継続して支配関係がある場合には、繰越欠損金の使用制限は、適用しないものとなりましたが、

「合併事業年度開始の日の5年前の日」を3年程度に短縮していただきますよう要望いたします。また、現行法において「前の日」の記述があるために、5年間よりもう1年プラスされ、6年間を要するケースが出ていることから、「前の日」を撤廃していただきますよう要望いたします。

②組織再編時の柔軟な構造改革実施のために80%以上の従業員を継続雇用する要件の緩和 50%超100%未満のグループ内再編時において、被合併法人の従業者の概ね80%

以上を引き継ぐ適格要件を緩和していただきますよう要望いたします。

③先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し、許認可を取得させた後に当該会社に 共同吸収分割を行うことがあります。このとき以下の事業関連性要件を全て満たす必要が あります。

しかしこの要件のうち下記 3 については、そもそも受皿会社は、分割を受けることを前提としている会社のため、分割を受ける前に単独で事業を行うことはなく、自己名義、自己計算による商品販売等が無いことから要件を満たせず、非適格再編となる事例があります。

一方、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきもので あることから、適格要件(特に事業関連性要件)の緩和を要望いたします。

<事業関連性要件>

- 1. 事務所、店舗、工場その他の固定施設を所有し、又は賃借していること
- 2. 従業者(役員にあってはその法人の業務に専ら従事する者に限る)があること
- 3. 自己名義をもって、かつ自己の計算において法人税法施行規則 3, 1, 1 ハに 揚げるいずれかの行為(商品販売等を行うにあたり法令上必要となる行政機関 の許認可等についての同号に規定する申請又は当該許認可等に係る権利の 保有を含む)をしていること

④スプリット・オフにおける課税の繰延措置の創設

スピン・オフは親会社の株主の出資比率に応じて新設子会社の株式の分配を行いますが、 スピリット・オフを用いた組織再編の場合、親会社株主側は、新設子会社の株式を 親会社への出資比率に応じないで分配を受けることは出来る一方、相当する比率で 親会社株の親会社への償還を行うことになります。

このときの新株分配・親会社株式の償還の行為に対して、日本では親会社における子会社株式の譲渡益や親会社株主に対するみなし配当へ課税されることになります。

一方、米国では同制度を使った組織再編の場合は非課税扱いとなっており、ベンチャー企業の買収やアライアンス等、技術・人材・時間を買う M&A 等、予測が難しい分野に対して迅速な投資判断を行う局面が増えている現状、組織再編の選択肢を増やすためにも同制度への繰延措置を創設いただきますよう要望いたします。

(2)連結納税制度の見直し

①連結中間申告の申告期限の2ヶ月延長および納付期限の延長

本制度は、グループ各社の損益を合算して法人税を課すものであり、グループ全体の税負担を軽減して企業組織再編の一助となるべき制度でありますが、仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告と同様に更に2ヶ月の申告期限の延長および納付期限の延長を要望いたします。

②適用法人の見直し(持株比率 100%→80%以上へ拡大し、選択性とする)

連結グループを経済的に一体のものと見る連結納税制度の趣旨から、持株比率が 100%ではない子会社までも実質的に支配をしていれば対象に含めるべきであり、 適用対象子会社を 80%以上保有のものまで拡大することを任意選択できるよう要望 いたします。加えて、規模の小さい子会社まで強制的に加入させることは、税額計算上 影響が軽微にもかかわらず、事務作業負担が増加し、非効率となるため、適用対象 子会社を企業による選択制としていただきますよう要望いたします。

③受取配当金益金不算入制度の見直し

子会社株式の売却前に連結納税適用前の留保利益を配当する場合、投資簿価修正を通じて、子会社株式の譲渡益には子会社の連結納税適用前の留保利益が含まれることになります。

子会社が支払配当をした際、単体納税の場合には、親会社は受取配当金益金不算入制度の適用を受けられるにもかかわらず、連結納税の場合は、連結納税適用前の留保利益に対して親会社で課税を受けることは、制度間の整合性がなく、また、利益に対して二度課税しないとの受取配当金益金不算入制度の趣旨に反しております。

特に、2002 年度制度導入以前に設立された 100%子会社について、連結納税適 用以後に適用前の留保利益から支払配当したことで、当該金額が投資簿価修正の額 に反映させられ、売却時に再度課税されることは、課税済み利益に対しての二重課税が生じることから、連結納税開始前の留保利益からの受取配当金についても、 益金不算入となるよう制度の見直しを要望いたします。

④連結納税グループへの新規加入法人に対する時価評価課税の適用対象外範囲の見直し

現在は、一部の例外を除いて完全支配関係が 5 年以上継続している場合は、時価評価の対象外とされています。連結納税適用対象範囲の拡大と共に見直すことで、企業グループの活性化・組織再編スピードの一層の向上を促すことが可能となることから、「特定資本関係が 3 年以上継続していること」に時価評価対象外の範囲を拡大していただくよう要望いたします。

(3) 非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件の緩和

企業会計は厳格な減損処理が求められていますが、税務上損金として認められない場合は、税務と会計の乖離が大きくなるばかりでなく、特に関係会社株式の場合には、 当該会社を清算しない限り、長期にわたり税務残高と会計残高の二重管理を強いられるようなケースも想定されることから、非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件を 緩和(企業会計ルールへの近接化)するよう要望いたします。

(4)役員給与の損金不算入要件緩和(業績連動給与において、報酬委員会 に執行役が委員となっているものを除くという要件を無くすこと)

2006 年会社法が施行され、役員給与が利益処分から損金経理に変更されるのに伴い、法人税法でも役員給与の規定が整備され、定期同額、事前届出、利益連動(現在は業績連動)のいずれかの要件を満たす場合は損金算入が可能となる一方、利益連動(業績連動)給与を報酬委員会で決定する場合は、その報酬委員会に執行役が含まれているものは認められないという条文ができました。

2016年・2017年の税制改正にて、役員給与の規定の範囲外であった役員へのストックオプション報酬も役員給与の規定に組み込まれ、2017年10月以降付与決定される業績連動型ストックオプションについては、業績連動の要件を満たさなければ損金算入ができないことになりました。

そのため、役員給与の手段の多様性と経営インセンティブをもたらす報酬促進の本来 の目的の阻害要因となっているほか、よりガバナンスが効く形態といわれている指名委 員会等設置会社においてより厳しい要件を付されている点において合理性を欠くと考えることから、業績連動給与において、報酬委員会に執行役が委員となっているものを除くという要件を無くすよう要望いたします。

◆消費税関連における事務負担軽減に資する項目

(1) 資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃

消費税 95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければなりませんが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望いたします。

◆その他

(1)研究開発税制における控除限度超過額の繰越制度の復活

当該税制の総額型には控除上限(現行法人税額 25%)があるために、控除しきれない分が発生することから、平成 27 年度改正で廃止された繰越制度の復活を要望いたします。

(2) 所得拡大促進税制の見直し

当該税制の対象となる国内雇用者は「賃金台帳に記載された者」とされておりますが、 当該税制を活用する際の事務負担を軽減させるためにも、賃金台帳の要件等を外してい ただき、外形標準課税の報酬給与額と同じ金額とするよう要望いたします。

(3) 電話加入権の損金算入

現在、非減価償却資産となっている電話加入権については、繰延資産に準じた5年 償却、または、電気・ガス・水道等の施設利用権の法定耐用年数に準じた15年償却と するなど損金算入できるよう要望いたします。

(4) 寄附金の損金算入限度額の拡大等

ベンチャー企業への支援や、特定公益増進法人に認定されていない団体等に対する 企業の社会貢献を促すよう、一般寄附金の損金算入限度額拡大を要望いたします。

また、2015年度改正にて地方税法上の取扱いとして法人事業税の外形標準課税

および法人住民税均等割りの算定に係る資本割に関し、自己株式の買い入れ分を資本金等の額に加算されることになりましが、国税(法人税法)上における寄附金損金算入限度額の算定においても平仄をとり、地方税法上と同様な取扱いとするよう要望いたします。

(5) グリーン電力証書の購入費用の損金算入

地球温暖化対策の推進に関する法律上の報告において、京都クレジットに続き「国内クレジット・J-VER およびその他大臣が認める制度」は CO2 削減分として反映できる制度が実現しましたが、グリーン電力証書は「その他大臣が認める制度」としてまだ認められていない状況です。グリーン電力証書の早期の制度化を図り、購入費用の全額を損金算入することを可能とするよう要望いたします。

(6)貸倒引当金制度の復活

個別貸倒引当金の対象となる債権は、殆ど回収が見込めない状態のものであり、 かかる債権の損金算入が認められなければ、企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、 個別貸倒引当金の復活を要望いたします。

(7) 自動車関連税制の見直し

複雑かつ自動車ユーザーの負担が重い車体課税の簡素化・負担軽減を要望します。

[地方税関係]

◆地方税の包括的見直し(抜本的整理)

地方税における課税は、所得に応じた法人事業税の所得割、法人住民税の法人税割があり、外形課税として法人事業税の資本割・付加価値割、法人住民税均等割、事業所税の従業者割・資産割、固定資産税、都市計画税等多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて複雑なものとなっており、地方法人課税全体の整理・統合を要望いたします。

(1) 固定資産税の見直し等

①償却資産に係る固定資産税の廃止等

IoT 社会を見据えた戦略投資の一つとして、高付加価値品などを生産するマザー 工場への先端設備投資を行っております。また、Society 5.0 の実現に向けて IoT、 ビッグデータ、AI、ロボットなど当業界の技術・製品を活用し、製品・サービスの 付加価値化や生産性向上が全産業に求められているなかで、当該税制は一部の国や 地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的であり、わが国製造業にとって 国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっています。

投資コスト軽減による国内投資の活性化に向けて、「廃止もしくは新規取得分から の廃止」を要望いたします。

②固定資産税における建物評価の公平性と透明性

建物に関する固定資産税評価の仕方や制度内容が非常に複雑なため、納税者側で その適否をチェックすることはほとんどできない状況にあります。評価方法を簡素化 するとともに、その透明性を高めるよう要望いたします。

③償却資産税における課税範囲の明確化と全国共通的な照会制度の導入

償却資産税の課税範囲について、地方税法が定める課税要件である「事業の用に供することができる資産」「法人税法上、減価償却費を損金に算入されるもの」の定義・解釈を明確化するとともに、全国共通の照会制度の設置等を要望いたします。

(2) 法定外税導入の意見聴取による課税の公平性確保

法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見聴取を義務化し、総務大臣の同意に 際しての判断内容の公表を法制化していただきますよう要望いたします。

(3) 事業所税の廃止

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなりますが、これらは固定資産税と法人事業税の付加価値割と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合のなかで廃止することを要望いたします。

◆地方税の簡素化

(1)地方税への連結納税制度の導入

地方法人課税は、税目が多様であることに加え、申告書類が多く、計算も複雑であり、 また、税率の異なる都道府県、市町村ごとに申告・納税を要します。特に、全国展開 している企業にとっては、納税に係る事務負担が大きいことから、納税事務の簡素化に 資する形で、地方税についても連結納税制度を導入するよう要望いたします。

(2) 連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、または仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものとなっております。同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においても、いずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限の2ヶ月延長を要望いたします。

(3) 法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し

法人住民税の課税所得計算上、法人税で計算した試験研究費税額控除の金額について は、現行法上、減算可能項目となっておりません。

国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても減算可能項目とするよう要望いたします。

(4) 法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設

申告拠点を多数有する企業は、市町村民税の申告のみならず、確定申告や修正申告・ 更正の請求等において多大なる事務負担を費やしているのが現状です。

東京都においては、23 区(特別区)の法人区民税見合いを東京都民税に合算して 納税する仕組みも現実にあり、市町村合併が進行した現在においては、同様の仕組みを 他の道府県にも創設するよう要望いたします。

(5) 超過課税の廃止

超過課税の廃止により、全国一律の税率としていただきますよう要望いたします。

以上